

議第89号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例
京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第 1 2 金額（年額）の欄中「5,300」を「5,400」に改める。
別表第 2 金額の欄を次のように改める。

金 額	
甲	乙
円	
740	
970	
820	
6,720	
120	11
170	15
250	23
330	31
500	46
670	60

1,200	110
1,700	150
2,700	250
4,800	440
2,800	260
280	26
5,600	510
830	
5,600	510
330	
28,000	2,100
11,000	
50	
110	
9,900	
80	
33	
160	
80	

別表第3 土砂、砂利、砂及びぐり石の項中「330」を「340」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用又は採取（以下「占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（京都市水路等管理条例において準用する場合にあっては、水路等産出物採取料）（以下「流水占用料等」という。）について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用等に係る流水占用料等については、なお、従前の例による。

(令和9年度前から継続する占用等に係る流水占用料等の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても河川法第23条、第24条又は第25条（京都市水路等管理条例において準用する場合にあっては、同条例第9条第1項又は第4項）の規定による許可を受けている占用等について、改正後の条例の規定により算定した令和9年度の流水占用料等の額が、この条例による改正前の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。）の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の流水占用料等の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用等に係る同年度以降の各年度の流水占用料等の額を減額することができる。

提案理由

流水占用料等の適正化を図る必要があるので提案する。